

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2017-118146(P2017-118146A)

【公開日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2017-51113(P2017-51113)

【国際特許分類】

H 01 L 21/304 (2006.01)

B 08 B 1/04 (2006.01)

B 24 B 21/06 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/304 6 4 4 G

H 01 L 21/304 6 4 4 C

B 08 B 1/04

H 01 L 21/304 6 2 1 B

H 01 L 21/304 6 2 2 F

B 24 B 21/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月12日(2017.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

図10は、スクラバー50に備えられたテープカートリッジ60を示す断面図である。図10に示すように、テープカートリッジ60は、洗浄テープ61と、この洗浄テープ61をウェハWに対して押し付ける押圧部材62と、この押圧部材62をウェハに向かって付勢する付勢機構63と、洗浄テープ61を繰り出すテープ繰り出しリール64と、処理に使用された洗浄テープ61を巻き取るテープ巻き取りリール65とを備えている。洗浄テープ61は、テープ繰り出しリール64から、押圧部材62を経由して、テープ巻き取りリール65に送られる。複数の押圧部材62は、スクラバー50の半径方向に沿って延びてあり、かつスクラバー50の周方向において等間隔に配置されている。したがって、各洗浄テープ61のウェハ接触面(基板接触面)は、スクラバー50の半径方向に延びている。図10に示す例では、付勢機構63としてばねが使用されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0082

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0082】

図29は、第2の磁石44と第3の磁石45の配置を説明するための模式図であり、チャック11の軸方向から見た図である。図29に示すように、第2の磁石44と第3の磁石45とは、チャック11の周方向においてずれて配置されている。すなわち、第2の磁石44とチャック11の中心を結ぶ線と、第3の磁石45とチャック11の中心を結ぶ線とは、チャック11の軸方向から見たときに所定の角度で交わっている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 3 4】

